

大津市行方不明高齢者等GPS位置情報探知システム利用支援事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、認知症のある高齢者等が行方不明となった場合に早期にその現在位置を把握することができるよう、当該高齢者等を在宅で介護する者等のGPS位置情報探知システム（以下「位置情報探知システム」という。）の利用を支援し、もって高齢者等の福祉の増進に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において「認知症のある高齢者等」とは、医師から介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第5条の2第1項に規定する認知症（以下「認知症」という。）の診断を受けている65歳（介護保険法施行令（平成10年政令第412号）第2条第6号に掲げる初老期における認知症の診断を受けている者にあつては、40歳）以上の者をいう。

(利用支援事業)

第3条 この要綱による位置情報探知システム利用支援事業（以下「利用支援事業」という。）の内容は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 位置情報探知システム専用端末機（以下「端末機」という。）又は専用充電器の貸与又は交付
- (2) 位置情報探知システムによる24時間体制の位置情報の提供
- (3) 次のいずれかのサービスの提供
 - ア 緊急対応員による現場臨場及び次条に定める対象高齢者等の保護
 - イ 靴その他の端末機を格納できる用具の提供
- 2 利用支援事業に係る位置情報探知システムの運営は、前項各号に掲げるサービスを提供することができる民間事業者であつて、市長が適当と認めるものに委託して実施するものとする。

(利用対象者)

第4条 位置情報探知システムを利用することができる者は、認知症のある高齢者等であつて、次の各号のいずれにも該当するもの（以下「対象高齢者等」という。）を在宅で介護する者その他市長が適当と認める者とする。

- (1) 市内に住所を有する者であること。
- (2) 医療施設に入院していない者であること。
- (3) 介護老人福祉施設、地域密着型介護老人福祉施設、介護老人保健施設又は介護医療院に入所していない者であること。
- (4) 有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅、養護老人ホーム又は軽費老人ホームに入居し、又は入所していない者であること。
- (5) 認知症対応型共同生活介護又は介護予防認知症対応型共同生活介護を受けていない者であ

ること。

(6) 障害者支援施設に入所していない者であること。

(7) 介護保険適用除外施設に入所していない者であること。

(8) 法に規定する要介護認定又は要支援認定を受けている者その他これに準ずる状態にある者であって、行方不明になるおそれがあると認められるものであること。

(利用の申請)

第5条 位置情報探知システムを利用しようとする者は、大津市行方不明高齢者等GPS位置情報探知システム利用支援事業申請書(様式第1号)及び誓約書(様式第2号)に認知症と診断されたことが分かる書類を添えて市長に提出しなければならない。

(利用の可否の決定)

第6条 市長は、前条の規定による申請を受けたときは、速やかに位置情報探知システムの利用の必要性を検討の上、利用の可否を決定し、大津市行方不明高齢者等GPS位置情報探知システム利用支援事業利用決定通知書(様式第3号)又は大津市行方不明高齢者等GPS位置情報探知システム利用支援事業利用(棄却・却下)通知書(様式第4号)により申請した者に通知するものとする。

(端末機又は専用充電器の貸与又は交付)

第7条 市長は、前条の規定により位置情報探知システムの利用の決定を受けた者(以下「利用者」という。)に対し、端末機又は専用充電器を貸与し、又は交付するものとする。

(端末機の管理等)

第8条 利用者は、善良な管理者としての注意をもって貸し出された端末機を管理しなければならない。

2 利用者は、この事業の目的に反して端末機を使用し、譲渡し、貸し付け、又は担保に供してはならない。

(利用の取消し)

第9条 市長は、利用者が次の各号のいずれかに該当するときは、その利用を取り消すものとする。

(1) 虚偽その他不正な行為により利用決定を受けたとき。

(2) 前条の規定に違反したとき。

(3) 次条に規定する届出があったとき。

(4) 第11条第1項に規定する費用を第3条第2項の規定により市長から委託を受けた民間事業者を支払わなかったとき。

2 市長は、利用を取り消したときは、大津市行方不明高齢者等GPS位置情報探知システム利用支援事業取消決定通知書(様式第5号)により当該利用者に通知するものとする。

3 前項の通知を受けた利用者は、端末機及び専用充電器を速やかに市に返還しなければならない。

(届出義務)

第10条 利用者は、次の各号のいずれかに該当するときは、速やかに大津市行方不明高齢者等GPS位置情報探知システム利用支援事業異動届出書(様式第6号)により市長に届け出なければならない。

- (1) 対象高齢者等が死亡したとき。
- (2) 第4条に規定する要件を満たさなくなったとき。
- (3) 位置情報探知システムを利用する必要がなくなったとき。

(費用の負担の区分)

第11条 事業に要する費用の負担は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるところによる。

- (1) 市 端末機、専用充電器等(これらの付属品を含む。)の導入に係る費用
- (2) 利用者 基本料金、位置情報提供料金その他前号に定める費用以外の費用
(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年10月1日から施行し、同日以後の位置情報システムの利用に係る費用について適用する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行し、改正後の大津市行方不明高齢者GPS位置情報探知システム利用支援事業実施要綱の規定は令和2年度の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行し、同日以後の位置情報システムの利用に係る費用について適用する。